

上告状兼上告受理申立書

上告人兼上告受理申立人（被控訴人）	寺町知正	外 9 名		
岐阜県海津市海津町高須 5 1 5 番地				
被上告人兼相手方(控訴人)	海	津	市	
同 代 表 者 市 長	松	永	清	彦
岐阜県海津市海津町日原 3 3 番地				
被上告人兼相手方(控訴人)	福	島	春	雄
岐阜県海津市海津町森下 3 8 8				
被上告人兼相手方(控訴人)	瀬	古	章	
岐阜県各務原市尾崎北町 2 の 6 9				
被上告人兼相手方(控訴人)	伊	藤	俊	樹
岐阜県美濃加筏市加茂野町今泉 1 2 4 7				
被上告人兼相手方(控訴人)	内	田	鉄	男
岐阜市西野町 2 丁目 4				
被上告人兼相手方(控訴人)	大	杉	幸	靖
岐阜県美濃加筏市新池町 3 の 3 の 2 4				
被上告人兼相手方(控訴人)	渡	辺	武	彦
岐阜市市橋 1 丁目 1 1 番の 7				
被上告人兼相手方(控訴人)	渡	辺	建	蔵

上告人兼上告受理申立人

(選定当事者) 寺 町 知 正

岐阜県山県市西深瀬 2 0 8 - 1

TEL・FAX 0 5 8 1 - 2 2 - 4 9 8 9

同(選定当事者) 山 本 好 行

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼 1 0 4 8 の 1

TEL・FAX 0 5 8 5 - 5 5 - 2 6 2 7

訴訟物の価格 金 1 6 0 万円

手数料額 金 2 万 6 0 0 0 円

郵券 7 8 9 0 円

2 0 0 8 年 3 月 2 7 日

最高裁判所 御中

記

上記当事者間の名古屋高等裁判所民事第2部平成19年（行コ）第25号損害賠償請求事件（第一審 岐阜地方裁判所民事第1部平成11年（行ウ）第16号県営渡船委託料損害賠償請求事件）について、2008年3月14日に言い渡された判決には上告人兼上告受理申立人敗訴部分につき全部不服であるから上告提起と上告受理申立をする。

原判決の表示

主 文

- 1 原判決中、主文3項ないし11項を次のとおり変更する。
- 2 本件訴えのうち、控訴人伊藤俊樹、同内田鉄男、同大杉幸靖による日原渡船及び森下渡船に関する県営渡船場越立業務委託契約についての監督又は検査の懈怠を理由に、岐阜県に代位して、同控訴人らに対し損害賠償を求める部分をいずれも却下する。
- 3 控訴人海津市は、岐阜県に対し、1697万1051円（ただし、857万0447円の限度で控訴人福島春雄と、840万0604円の限度で控訴人瀬古章と、それぞれ連帯して）及びこれに対する平成12年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 控訴人福島春雄は、岐阜県に対し、控訴人海津市と連帯して、857万0447円及びこれに対する平成12年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 控訴人瀬古章は、岐阜県に対し、控訴人海津市と連帯して、840万0604円及びこれに対する平成11年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 被控訴人（選定当事者）らの控訴人海津市、同福島春雄、同瀬古章に対するその余の請求を、いずれも棄却する。
- 7 被控訴人（選定当事者）らが、岐阜県を代位して、控訴人渡辺武彦及び控訴人渡辺建蔵に対してする、日原渡船及び森下渡船に関する県営渡船場越立業務委託契約についての監督又は検査の懈怠を理由とする損害賠償請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人（選定当事者）らに生じた費用の5分の2と控訴人海津市に生じた費用を控訴人海津市の負担とし、被控訴人（選定当事者）らに生じた費用の5分の1と控訴人福島春雄に生じた費用を控訴人福島春雄の負担とし、被控訴人（選定当事者）らに生じた費用の5分の1と控訴人瀬古章に生じた費用を控訴人瀬古章の負担とし、被控訴人（選定当事者）らに生じたその余の費用と控訴人伊藤俊樹、同内田鉄男、同大杉幸靖、同渡辺武彦及び同渡辺建蔵に生じた費用を被控訴人（選定当事者）らの負担とする。

上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
との裁判を求める。

上告の理由

おって上告理由書を提出する。

上告受理申立の理由

おって上告受理申立理由書を提出する。

付属書類

上告状兼上告受理申立書副本 2通

以 上